

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
鳥取県
- 2 構造改革特別区域の名称
鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
鳥取県の全域

4 構造改革特別区域の特性

鳥取県は、日本列島本島の西端に位置する中国地方の北東部に位置し、東西約 120 k m、南北約 20～50 k mと、東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっている。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達している。気候は比較的で温暖で、春から秋は好天が多く、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかであり、また、台風などの自然災害が少なく、気候条件に恵まれている。

人口は約 54 万人、世帯数は約 21 万世帯であり、近年減少傾向にあるが、発達障がい児等の数は増加し、療育を必要としている障がい児が増加している。

鳥取県では、東部・中部・西部各圏域ごとに 1 か所ずつ県立の児童発達支援センターを整備し、主に就学前の障がい児を対象とし、理学療法、作業療法等による訓練、個別指導、小集団活動等利用児童の状況に応じた療育を提供している。

特に、発達障がいに関する県民の関心の高まり、診断技術の向上による訓練等の早期実施が可能となったこと等から、相談、外来診療、通所訓練等のニーズが増加しているが、既存の療育体制においては限界もあり、今後、民間活力を含めた療育施設（地域支援を含め対応できる施設）の整備・拡充が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

既存の児童発達支援センターでは、日中を通して通所する児童のうち、給食を提供する児童は非常に少人数となっているものの、管理運営費等の経営面において給食業務は大きな割合を占めている。また、今後、新規に児童発達支援センターを運営していく事業所にとっても、自施設での調理は大きな負担及び参入の弊害となることから、給食の配食を行っている民間事業所で調理したものを外部から搬入すること又は関連する施設での一体的な給食調理を可能にすることで、給食調理業務の効率化・安定化を図り、人

的資源等を児童発達支援に求められている療育事業の充実に充て、鳥取県の障がい児福祉を向上させる。

6 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援センターを利用する児童向けの給食提供業務について実績のある民間事業者から外部搬入した給食の提供を可能とする。

これにより、例え食数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することができる。また、外部搬入することにより、調理に係る経費を節減し、経営の効率化が図れることから、新たな児童発達支援センターの設置を促すとともに、節減できる経費を障がいの特性に応じた療育の実施など障がい児の療育を充実することができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターのような児童福祉施設の整備にあたっては、運営経費の節減は大きな課題となっている。児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の導入により、児童発達支援センターの運営経費の負担が軽減され、整備が促進されることで、児童発達支援センターにおける障がい児の療育支援の充実が期待され、児童発達支援センターによる地域支援の充実につながるとともに、これに併せ県主催で児童発達支援事業所等の職員への研修会等を実施することで、更なる地域の療育体制の充実を図ることが可能となる。

また、民間事業者による給食業務の参入を図ることは、新たな雇用を生む機会となるとともに、障がいのある児童と給食調理を介し接する機会を設けることで障がいに対する理解促進にもつながる。

8 特定事業の名称

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鳥取県

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特例措置の認定があった日以降

4 特定事業の内容

特別区域内における児童発達支援センターでは、障がい児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとし、民間事業者等において給食調理を実施し、外部搬入を行う。搬送は当該民間事業者等が行う。配送にあたっては、児童発達支援センターと調理業務を行う民間事業者との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながらクックサーブ等の基準を満たすよう、適切に管理し、配送する。

なお、アレルギー除去等障害特性などへの対応については、児童発達支援センターの常勤看護師等の指示の下、適切に実施し、必要に応じ、当該常勤看護師等が児童発達支援センターの調理室において衛生管理に配慮し行う。

5 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理室の状況については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食等、通園児個々の特性に併せた対応を行うための必要な調理機能を有する。

なお、今後、特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターがある場合には、その施設の状況、利用者の状態等を踏まえ、適切な調理機能を整備させる。

(2) 利用児童に応じた対応

給食は昼食1回とし、利用児童の発達の段階、障がいの特性、アレルギー、アトピー等の利用児童の状態等に充分配慮し、必要な栄養素量、食の形態（固形、刻み、ペ

ースト等)、味付け等調理方法を工夫して、利用児童にとって適切な食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるようにする。

また、食事の状況を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有するとともに、必要に応じ、保護者等との面接を行い適切な食事提供を行う。

児童発達支援センターの献立は、児童福祉施設の献立に準じて委託先の民間事業者等の栄養士等が作成し、アレルギー等による除去食および代替食で対応する場合は、民間事業者等の栄養士が児童発達支援センター管理者等職員と協議の上、栄養の観点を考慮した献立を作成する。給食の計画的運営及び評価として、受託事業者と献立検討会を行い、必要な栄養素量の確保のみならず、季節や行事、価格、通園児に与える影響、情操面、調理工程等あらゆる事項について多角的に検討する。

なお、検食については、毎回利用児童に提供する前に受託事業者及び職員が行うこととし、異物混入又は異味、異臭等の異常がないか並びに色彩、形態等が適切なものとなっているか等を確認し、その結果を検食日誌として記録を保管する。

(3) 衛生管理

再調理にあたっては、各種衛生基準を元に、衛生管理に万全を期する。また、衛生面及び栄養面について保健所等の監視指導をはじめ、関係機関からの助言と指導を仰ぎ、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約の締結

特例措置による外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が必要となるため、児童発達支援センターに給食を搬入する民間事業者と、児童発達支援センター運営法人との間で契約を締結する。

契約の締結においては、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3の（3）の規定を盛り込むとともに、利用児童の障がいの状況を考慮し、当該児童の主治医等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立について、受託事業者と適切に連絡するとともに、食事の加工が必要な障がい児への対応が行えるようにする。調理業務の受託者については、児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、『食のみやこ とっとり～食育プラン～』（※）を基本とし、障がい児の発育及び発達過程並びにそれぞれの障がいの特性に応じ対応するとともに、特に配慮が必要な場合は、マニュアル

等を作成し、利用児童の健全育成（食育）について適切に実施していく。

※『食のみやことっとり～食育プラン～』とは、未来を担う子どもたちはもとより、全ての県民が、豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた鳥取県で、食を通じ健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現できるよう、県と県民が手を取り合い食育を推進していくためのひとつの指針となるもの。

【児童発達支援センター（鳥取県立鳥取療育園）の調理室の概要】

面積：11.14㎡

調理器具：水切付シンク、IH調理器、家庭用冷凍冷蔵庫、食器乾燥保管庫、作業台1台、電子レンジ、ミキサー

【当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センター（鳥取県立鳥取療育園）の定員および調理食数】

調理事業者 民間事業者を選定する

施設の定員 20名 内、給食を提供する児童10名

職員数 16名（内、非常勤職員2名）

【鳥取療育園の配送計画】

時刻	受託業者（給食調理業者）	児童発達支援センター
午前8時00分	調理作業開始	
午前9時	調理完了	
午前9時30分	配送開始	
午前10時	配送	受け取り、保温庫で保管
午前11時		検食
午前11時30分		配膳、食事
午後12時30分		下膳
午後2時00分	容器回収	
午後3時00分	食器等洗浄作業開始	

【児童発達支援センター（鳥取県立中部療育園）の調理室の概要】

面積：13.50㎡

調理器具：水切付シンク、電気調理器、冷蔵庫、作業台1台、電子レンジ

【当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センター（鳥取県立中部療育園）の定員および調理食数】

調理事業者 民間事業者を選定する

施設の定員 10名（1日当たり） 内、給食を提供する児童5名
職員数 14名（内、非常勤職員4名）

【中部療育園の配送計画】

時刻	受託業者（給食調理業者）	児童発達支援センター
午前8時30分	調理作業開始	
午前10時30分	調理完了	
午前10時45分	配送開始	
午前11時00分	配送	受け取り
午前11時30分		配膳、食事
午後12時30分		給食終了
午後2時00分	食器等回収	